

全国がん登録と地域がん登録の比較

資料5

	全国がん登録	地域がん登録
届出悉皆性	病院は「義務」、診療所は「手挙げ」	協力要請(病院, 診療所の区別はない)
医療機関区分	法的には, 院内がん登録についての記載はあるが, がん診療連携拠点病院やDPC病院(近い将来がん登録を用いた係数は廃止される)という概念はない	便宜上, がん診療拠点病院等(拠点の指定に届出実績が加味されている)の区分やDPC病院(係数の算定に用いられる)の分類を行っているが, 毎年変更がある
当該医療機関受診の他県在住患者の扱い	対象となる: 医療機関所在都道府県に提出	対象外
届出票対象	当該医療機関受療者+当該都道府県在住者	当該都道府県在住者
転移・再発の扱い	当該医療機関にとって初回診断ならば届出対象(初発時の状況を届け出る)	考え方としては, 全国がん登録と同じだが, 対象外として扱われることがある
転移・再発情報	扱わない	扱わない
死亡票収集	がん登録推進法に基づく死亡者情報票を国が一括収集	都道府県毎に統計法第15条第2項に基づく目的外利用申請して収集
届出票と死亡票の突合	全国レベルで一括突合: 原理的には, がん診断後の都道府県間の異動を捉えることが出来る	死亡時に当該都道府県内在住者のみ. がん診断後の転居の把握には生存確認調査が不可欠
都道府県レベルの集約	都道府県レベルでの届出票	都道府県在住者のみの届出票と死亡票
国レベルでの集約	全国レベルでの届出票と死亡票	MCIJとして匿名データ集計 (県境を越えた患者の重複や補完は行わない)
所謂「遡り調査」	14条で規定される法定業務(病院のみ対象) がん登録推進法施行数年は, 大半は地域がん登録対象診断年である	医療機関に対して協力を要請するレベル
同一人物確認調査	13条で規定される法定業務(住民票照会) 最初のがん診断を受けた後に, 都道府県を越えて転居し, かつ, 受領する医療機関の都道府県も変わった場合に実施する	都道府県を越えた患者は原則的には扱わない
生存確認調査	国レベルでの届出票と死亡票の突合システムがうまく稼働すれば, 役割を終える	都道府県を越えた患者の生存確認のために必要(住民票照会, 現時点の考え方では最低限2025年迄維持する)